

中間財務諸表

● 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別 2023年9月期末	2024年9月期末
(資産の部)		
現金預け金	22,702	27,929
有価証券	52,555	49,493
貸出金	191,142	191,940
その他資産	548	404
その他の資産	548	404
有形固定資産	2,137	2,184
無形固定資産	112	67
支払承諾見返	802	732
貸倒引当金	△3,346	△3,050
(資産の部合計)	266,654	269,701
(負債の部)		
預金	237,140	243,817
借入金	9,700	3,900
その他負債	909	2,094
未払法人税等	260	187
その他の負債	648	1,907
賞与引当金	236	229
役員退職慰労引当金	124	114
睡眠預金払戻損失引当金	50	42
繰延税金負債	283	500
再評価に係る繰延税金負債	188	188
支払承諾	802	732
(負債の部合計)	249,436	251,620
(純資産の部)		
資本金	2,679	2,679
資本剰余金	1,259	1,259
資本準備金	1,259	1,259
利益剰余金	10,749	11,432
利益準備金	994	1,021
その他利益剰余金	9,754	10,411
別途積立金	4,367	4,367
繰越利益剰余金	5,387	6,044
自己株式	△83	△86
株主資本合計	14,604	15,285
その他有価証券評価差額金	2,227	2,409
土地再評価差額金	385	385
評価・換算差額等合計	2,613	2,795
(純資産の部合計)	17,217	18,081
負債及び純資産の部合計	266,654	269,701

● 中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別 2023年9月期	2024年9月期
経常収益	3,297	3,244
資金運用収益	2,585	2,667
(うち貸出金利息)	(2,149)	(2,169)
(うち有価証券利息配当金)	(422)	(475)
役員取引等収益	292	311
その他業務収益	4	65
その他経常収益	415	200
経常費用	2,179	2,452
資金調達費用	10	45
(うち預金利息)	(10)	(45)
役員取引等費用	401	421
その他業務費用	0	13
営業経費	1,738	1,668
その他経常費用	28	304
経常利益	1,118	792
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前中間純利益	1,118	792
法人税、住民税及び事業税	286	181
法人税等調整額	52	53
法人税等合計	338	235
中間純利益	779	556

事業の概況

地域密着型金融の
取り組み状況

資本金
の状況

株式・従業員

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

パーゼルⅢ(第3の柱)
に基づく開示事項

● 中間株主資本等変動計算書

2023年9月期

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金		その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,679	1,259	980	4,367	4,687	10,035
当中間期変動額						
利益準備金の積立			14		△14	—
剰余金の配当					△65	△65
中間純利益					779	779
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	14	—	699	713
当中間期末残高	2,679	1,259	994	4,367	5,387	10,749

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△80	13,894	1,054	385	1,440	15,334
当中間期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△65				△65
中間純利益		779				779
自己株式の取得	△3	△3				△3
土地再評価差額金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			1,172	—	1,172	1,172
当中間期変動額合計	△3	710	1,172	—	1,172	1,883
当中間期末残高	△83	14,604	2,227	385	2,613	17,217

2024年9月期

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金		その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,679	1,259	1,007	4,367	5,567	10,941
当中間期変動額						
利益準備金の積立			14		△14	—
剰余金の配当					△65	△65
中間純利益					556	556
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	14	—	477	491
当中間期末残高	2,679	1,259	1,021	4,367	6,044	11,432

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△83	14,797	3,181	385	3,567	18,364
当中間期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△65				△65
中間純利益		556				556
自己株式の取得	△2	△2				△2
土地再評価差額金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△771		△771	△771
当中間期変動額合計	△2	488	△771	—	△771	△283
当中間期末残高	△86	15,285	2,409	385	2,795	18,081

事業の概況

地域密着型金融の
取り組み状況

資本金
の状況

株式・従業員

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

パーセルⅢ(第3の柱)
に基づく開示事項

2024年9月期 注記事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
なお、商品有価証券は保有しておりません。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：6年～47年
その他：3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
なお、該当するリース資産はありません。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加え算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
5. 重要な収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、外貨建の負債は保有しておりません。
7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。
8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
 - (2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託の解約・償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。
当中間会計期間は、投資信託の期中収益分配金等が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に89百万円を計上しております。

事業の概況

地域密着型金融の
取り組み状況

資本金

株式・従業員

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

パーゼルⅢ(第3の柱)
に基づく開示事項

中間財務諸表

事業の概況

地域密着型金融の
取り組み状況

資本金・株式・従業員
の状況

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

パーゼルⅢ(第3の柱)
に基づく開示事項

(中間貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	757百万円
危険債権額	5,160百万円
三月以上延滞債権額	10百万円
貸出条件緩和債権額	768百万円
合計額	6,695百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

336百万円

- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

100百万円

- 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産
有価証券 8,149百万円
担保資産に対応する債務
借入金 3,900百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、次のものを差し入れております。
預け金 1,500百万円
また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
保証金 36百万円

なお、手形の再割引は、「業種別委員会実務指針第24号」に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	13,874百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	12,182百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、時点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

495百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 3,017百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 1,635百万円

(中間損益計算書関係)

- その他経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 197百万円
- 営業経費には、次のものを含んでおります。
給料・手当 859百万円
- 減価償却実施額は次のとおりであります。
有形固定資産 49百万円
無形固定資産 17百万円
- その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 218百万円
株式等売却損 27百万円
- 減損損失
当中間会計期間における減損損失は、該当ありません。

中間財務諸表

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	22,034	—	—	22,034	
合計	22,034	—	—	22,034	
自己株式					
普通株式	197	5	—	202	(注)単元未 満株式の買 取りによる 増加
合計	197	5	—	202	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月28日 取締役会	普通株式	65	3.0	2024年 3月31日	2024年 6月3日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	65	利益剰余金	3.0	2024年 9月30日	2024年 11月29日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	27,929百万円
現金及び現金同等物	27,929百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	49,349	49,349	—
(2) 貸出金	191,940		
貸倒引当金 (*)	△3,034		
	188,905	190,395	1,489
資産計	238,254	239,744	1,489
(1) 預金	243,817	243,717	△99
(2) 借入金	3,900	3,900	—
負債計	247,717	247,617	△99

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1) (*2)	129
②組合出資金 (*3)	14

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間会計期間において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	6,169	1,093	—	7,263
社債	—	18,394	1,750	20,145
株式	9,076	—	—	9,076
その他	3,060	399	9,404	12,864
資産計	18,306	19,887	11,155	49,349

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	190,395	190,395
資産計	—	—	190,395	190,395
預金	—	243,717	—	243,717
借入金	—	3,900	—	3,900
負債計	—	247,617	—	247,617

事業の概況

地域密着型金融の
取り組み状況

資本金

株式・従業員

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

バーゼルⅢ(第3の柱)
に基づく開示事項

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスクなどのリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

一部の事業債、外国債券及び投資信託については、第三者等から入手した相場価格を時価としており、重要な観察できないインプットが用いられております。

当該時価は、レベル3の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(2) 借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価方法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.00% —2.43%	1.20%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他有価証券 評価差額金		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち 中間貸借対 照表日にお いて保有す る金融資産 及び金融負 債の評価損 益
		損益に 計上	その他 有価証券 評価差 額金に 計上					
有価証券								
その他有価証券								
事業債	100	—	△0	—	—	—	99	—
私募債	1,801	—	△2	△147	—	—	1,651	—
外国債券	1,952	—	△4	22	—	—	1,970	—
投資信託	7,833	—	△178	△221	—	—	7,433	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行は総合企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベル分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、インプットの確認や当該商品のヒストリカルデータによる時価異常値確認等の適切な方法により、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はスワップ・レート等の基準金利に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は開示対象特別目的会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

経常収益	3,244百万円
うち役員取引等収益	311百万円
うち預金・貸出業務	104百万円
うち為替業務	88百万円
うち代理業務	84百万円
うち証券関連業務	25百万円
うち保証業務	6百万円
うち保護預り、貸金庫業務	1百万円

なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 828.20円
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	18,081百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	100百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	18,081百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	21,831千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	25.49円
中間純利益	556百万円
普通株主に帰属しない金額	100百万円
普通株式に係る中間純利益	556百万円
普通株式の期中平均株式数	21,834千株
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2023年度の中間財務諸表及び2024年度の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の中間監査を受けております。